

令和2年4月8日

在校生保護者 様
新入生保護者 様

岡山県立鴨方高等学校
校長 石井 孝典

新型コロナウイルス感染症に係る出欠の取り扱い等について

陽春の候 保護者の皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、現在、本県においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大について気の抜けない状況が続いております。こうした中、新学期からの学校再開にあたり、不安を感じておられるお子様や保護者の方もおられることと思います。

そこで、次の項目について該当する場合は、欠席とせず、出席停止として取り扱う可能性があります。また、春休み中に、海外や感染者多発地域に行ったことなどで、感染の不安を感じている場合も含め、担任まで連絡をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」となる目安の状態にある
 - (1) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
 - (2) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
 - (3) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
 - (4) 新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から濃厚接触者に特定された場合

- 2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする目安の状態にある
 - (1) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が確認された場合
 - (2) 感染者と接触があり、保健所の健康観察の対象となった場合等
 - (3) 医療的ケアを必要としたり、基礎疾患等がある生徒で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
 - (4) 保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の生徒の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合